

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における 課程修了による博士の学位の取扱に関する申合せ

[平成9年2月19日制定]

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における課程修了による博士の学位の取扱は、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における博士の学位の取扱細則のほか、この申合せによる。

(趣旨)

大学院設置基準第4条によれば、「博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」とされている。課程制大学院の意義は、その修業年限の間に研究者として自立できるように研究活動を行うとともに、豊かな学識を身につけることであり、博士の学位の授与は、研究者として自立し得る出発点としての能力をもつと判断される者について行われるものである。

以上の趣旨から、課程修了による博士の学位の取扱に関し、次のように申し合わせる。

1. 学位論文は、単著とする。
2. 審査制度の確立されている学術雑誌に掲載あるいは掲載可とされた学術論文等の研究業績を有することとする。
3. 研究業績の内容は、講座ごとに申し合わせる。
4. 審査委員会は、審査の過程において、公開の論文発表会を開催するものとする。
 - (1) 論文発表会は、原則として主査が所属する大学において行うものとする。
 - (2) 申請者は、論文発表会においては、原則として、日本語で発表するものとする。
 - (3) 論文発表会の開催にあたっては、開催日の1週間前までに、申請者の氏名及び論文題目並びに開催の日時及び場所を構成大学に公示するものとする。

附 則

この申合せは、平成9年2月19日から実施する。